

## 「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」における検討事項について

## ◎会議の開催要綱（抜粋）

（目的）

第1条 令和3年4月13日に決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」に、海域モニタリングを強化・拡充することが盛り込まれたことに基づき、政府の「モニタリング調整会議」及び同会議の下に設置された「海域環境の監視測定タスクフォース」における海域モニタリングの検討及びその実施について、助言等を行うことを目的として「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について確認・助言するものとする。

- （1） 環境省及び原子力規制委員会等が実施する海域モニタリングの地点、頻度、手法（測定核種、測定下限、測定対象物等）などの妥当性
- （2） （1）の海域モニタリングの結果に関する科学的・客観的な評価
- （3） その他海域モニタリングに関する事項

◎本専門家会議は、「モニタリング調整会議」及び「海域環境の監視測定タスクフォース」への助言等を行うことを目的としている。「モニタリング調整会議」及び「海域環境の監視測定タスクフォース」では、ALPS 処理水の海洋への放出方法については検討の対象となっておらず、したがって、本専門家会議においても、ALPS 処理水の海洋への放出方法については検討対象としない。

◎本専門家会議では、主に環境省及び原子力規制委員会が行う海域の環境モニタリングについて確認・助言を行うこととするが、東京電力や福島県等の関係機関が行う海域の環境モニタリングについても必要な範囲で助言・確認を行うものとする。